

# アーカイブズ整理の原則がみせる 「増田友也の建築世界」

齋藤 歩 京都大学総合博物館 (研究資源アーカイブ系)

① 齋藤歩 (2020) 「建築レコードの整理法と失われた原秩序」『文部科学教育通信』第477号 (ジ アース 教育新社)、43頁。

② 本稿は、2021年に京都大学総合博物館で開催した企画展「増田友也の建築世界——アーカイブズにみる思索の軌跡」(2021年10月27日～12月12日、主催：京都大学総合博物館、京都大学大学院工学研究科、企画：増田友也建築展実行委員会 \*実行委員長：田路貴浩)の図録に向けて用意したものである(その後、図録から作品集へと出版計画が変更となったため、2023年に刊行された作品集『増田友也の建築世界』[英明企画編集]に本稿は未掲載) [図1]。したがって、本稿の展示に関する言及は当初原稿の名残である。掲載媒体は変わったが、アーカイブズ整理の原則を紹介し展示と関係づけて日本での応用を考察することから得られる知見は依然として有益と判断し、展示への言及はそのまま残すことにした。

## 1. はじめに

京都大学研究資源アーカイブは京都大学大学院工学研究科建築学専攻からの依頼を受けて、増田友也が残した記録群を対象に、3年計画の整理を2017年より開始した。筆者は本事業の担当アーキビストとして、整理が終盤に入った2019年末の時点で、記録群の全体像についてこんなことを書いた。

アーカイブズの原則を参照した副次的な成果として、記録の原秩序 (Original Order) の欠落が明らかになった。[……中略……] 増田が分類に用いたと考えられる封筒は、この原則に反して、一部が空の状態で集約されていた。そのため、封筒に託された分類体系としての原秩序は、失われた可能性が高い。記録群が転々とする中で、さまざまな人々により展示や研究に利用されてきたことが第一の理由と考えられるが、アーカイブズ学の関心や議論が周知されてこなかったことの影響もあろう<sup>①</sup>。

「原秩序」とは、アーカイブズ整理 (Archival Processing) で念頭に置くべき原則 (Principles) のひとつであり、この原則に依拠して整理された記録群にアーカイブズとしての性質が宿るといってもよい。アーカイブズ整理では、ほかに「出所 Provenance」が重要とされ、原秩序と出所は、アーカイブズ学 (Archival Science) という学問領域に関心を持つ研究者には日本でもよく知られた用語である。

本稿では、アーカイブズ学の研究者あるいはアーキビストである筆者からみたもうひとつの「増田友也の建築世界」を示す<sup>②</sup>。その方法として、研究資源アーカイブが実施した「増田友也建築設計関係資料, 1938-1984 (主年代1950-1981)」(以下、増田資料)の整理を対象に<sup>③</sup>、アーカイブズ整理における原則の解釈と応用について考察する。

## 2. アーカイブズ整理の原則とはなにか

### 2.1. 日本での認識

アーカイブズ整理の原則は「日本でもよく知られた用語」とはいえ、アーカ



図1 「増田友也の建築世界」展チラシ

③ 増田友也建築設計関係資料, 1938-1984(主年代1950-

1981), 京都大学研究資源アーカイブ(<https://www.rra.museum.kyoto-u.ac.jp/archives/1666/>) [2024年3月24日最終閲覧]。

ィブズを研究素材とする研究者でも誤解しやすく、アーカイブズの専門家のあいだでさえ理解に幅がみられる。

日本におけるアーカイブズ学の源流のひとつともいえる歴史研究の文脈では、原則に基づくアーカイブズの整理法を以下のように位置づけている。

1990年代中期以降に提唱されてきた新たな史料整理論と、それ以前の史料整理の方法では大きな相違点がある。前者が徹頭徹尾史料の立場に立った整理を心掛けることを説くのに対し、後者はあくまで整理者(研究者)の立場による整理にしかすぎない点である<sup>4</sup>。

<sup>4</sup> 小松芳郎 (2003) 「収集、整理、保存」『アーカイブ事典』(大阪大学出版会)、114頁。圏点は引用者による強調。

アーカイブズの事典でありながら、新たな整理法の独自性を強調しようとする当時の意識が「徹頭徹尾史料の立場に立った整理」に表現されている。ところが、ここで「新たな史料整理論」を知る手がかりとなったアーカイブズ学の文献では、「実際に史料調査や初期的な整理を行なう場で『原秩序尊重』の意味をあまり厳密にとらえられると、過去に整理の手が入っている史料群や一見雑然としている史料群は、逆に、原秩序が残っていないから保存の現状を維持したり記録したりする意味はない、と安直に判断されてしまうのではないかと危惧した」と<sup>5</sup>、日本における原則の理解が原理主義に陥ることがないように警鐘を鳴らしている。

<sup>5</sup> 安藤正人(1998)『記録史料学と現代』(吉川弘文館)、119頁。

後述するように欧米では、アーカイブズ整理の原則が柔軟に応用されてきたことが知られているし、原則にこだわりすぎれば実務への適応力を損ないかねない。原則の理解に幅が生じていることは、その意味で必然ともいえる。ただし、原則にしたがう程度の判断は、記録に対峙するアーキビストに委ねられるケースが多い。解釈の適切なバランスは言語化することが難しいためか、新規性に目を奪われて旧来の考え方への反動を先行させたまま、アーカイブズ整理の理解が初歩的な段階に留まるケースは少なくない<sup>6</sup>。

<sup>6</sup> 出所と原秩序の日本における受容について、本来の意味との関係を考察した論文に、橋本陽(2015)「段階的整理と欧米型整理論の比較——方法論の違いと出所及び原秩序尊重原則の解釈」『アーカイブズ学研究』第23号、4～22頁がある。ここでは、日本における受容の課題を「従来の研究のほとんどは、繰り返しになるが欧米の論考自体を参照した様子が認められず、そのため議論は段階的整理に取り込まれたという欧米の知見の検討に至っていない」と鋭く指摘している。

## 2.2. アーカイブズ整理の「原則と実践」

アーカイブズ整理の原則についての理解が揺らいでいるのは、なにも日本に限らない。アーカイブズ学では、直近10年の英語圏に限っても、用語の意味を再確認する試みが散見される。

アーカイブズの教育プログラムが古くから知られるテキサス大学オースティン校のパトリシア・ギャロウェイは、前述した日本の事例と同様にアーカイブズの事典において、各時代のアーキビストたちが、記録の性質を鑑みて、原秩序の考え方を応用(Application)してきたと指摘する<sup>7</sup>。

<sup>7</sup> Patricia Galloway (2015) "Principle of Respect for Original Order," *Encyclopedia of Archival Science* (Rowman & Littlefield), pp. 291-294.

ギャロウェイによれば、1898年に『アーカイブズの編成と記述のためのマニュアル』(通称『ダッチ・マニュアル』)が出版されて西欧のアーキビストに流布し

⑧ S. Muller, J. A. Feith, R. Fruin (2003) *Manual for the Arrangement and Description of Archives* (Society of American Archivists). 原著は1898年刊行。

⑨ 原則からの逸脱に対する寛容さについて、ギャロウェイが参照したテリー・クックの論文(1997)では『ダッチ・マニュアル』の序文が引用された。テリー・クック、塚田治郎訳(2006)『過去は物語の始まりである——1898年以降のアーカイブズ観の歴史と未来へのパラダイムシフト』『入門・アーカイブズの世界——記憶と記録を未来に』(日外アソシエーツ)、127頁。〔 〕内の一部は引用者による補足。

⑩ T.R. Schellenberg (1961) "Archival Principles of Arrangement," *The American Archivist* 24 (1): 21.

⑪ Laura A. Millar (2017) *Archives: Principles and Practices* (ALA Neal-Schuman), pp. 37–66. 初版は2010年刊行。

⑫ この段落のカッコ内すべて、*ibid.*, pp. 46–49. 圏点は引用者による強調。

た原秩序の考え方は<sup>⑧</sup>、組織体制が安定した政府機関の記録を前提としていたが、のちにあらゆるアーカイブズに用いられるようになった。もっとも、原秩序は簡単には実現しないという。そのため『ダッチ・マニュアル』の序文では、「たとえ『ダッチ・マニュアル』が示す規則からの逸脱があろうとも、それが些細な事柄であろうが、重要な事柄であろうが、気にしない」と<sup>⑨</sup>、原則にしたがう厳密さと原則からの逸脱に対する柔軟さとをどちらも併存させる心構えが、マニュアルの前提として示された。20世紀後半になると、米国では、原秩序はさまざまに応用可能で、利用の助けにならなければ完全に処分してもよいと考えられた。また、ファイリングの誤りを保存するような原則への偏重は「明らかに論理が先行しすぎ」(セオドア・シェレンバーグ)とみなされて<sup>⑩</sup>、原則は現実と折り合いをつけながら用いられるようになった。一方で、複雑で流動的な記録の来歴を電子技術によって包括して保存可能な時代になると、秩序の変更に慎重で変更履歴の保存を奨励する20世紀前半にみられた考え方は、「複数の秩序 Multiple Orders」の維持として肯定的に解釈され、再評価の兆しをみせているという。

カナダを拠点に活躍するアーキビストでありアーカイブズ学研究者のローラ・ミラーは、「原則と実践 Principles and Practices」の書名に込めたように、アーカイブズ整理の「原則」の意味を確認したのちに、原則にしたがうだけでは対処できない「実践」の課題を列挙した<sup>⑪</sup>。

ミラーは、現代に続くアーカイブズ整理の考え方の原点を、1841年のフランスで明文化された出所と原秩序とみなす。二つの原則は「フォンド尊重 Respect des fonds」の構成要素として集約され、『ダッチ・マニュアル』を通じて広く流布したという。続いて、出所を「なんらかの起源か原因、あるいは業務や生涯のなかで記録の主要部分を作成、収集、利用、維持した起源にあたる個人、部局、組織」、原秩序を「起源にあたる作成者や組織によって記録が作成、利用、維持、収蔵された際の秩序や構成」と確認したうえで、原則の目的を「アーカイブズの外的な完全性(出所)とアーカイブズの内的な完全性(原秩序)とを守ることによって、アーキビストは、アーカイブズの内容、構造、コンテキストの保護を支援する。その結果、アーカイブズを真正で信頼できる証拠書類として用いることが可能となる」とまとめた<sup>⑫</sup>。

原則は、各地のアーキビストのあいだで共有されたが、そのままでは実際の記録群への適用が難しいことがある。ミラーは、「困難をとまなうアーカイブズ理論 Challenging Archival Theories」として、実践で生じる課題を以下の九つに類型化した。

a : 「全体」の不在 The absence of a 'whole'

b : アイテムの重要性 The importance of items

- c** : アーカイブズとコレクションとの重なり The overlap between archives and collections
- d** : 孤児アーカイブズ Archival orphans
- e** : 複数の出所 Multiple provenance
- f** : 社会的な出所 Societal provenance
- g** : 原秩序と直近の保存場所 Original order and the last resting place
- h** : カオスから秩序をつくる Making order out of chaos
- i** : 理論上の機能と実際の記録群 Theoretical functions and real records

これらの課題は、アーカイブズ整理の原則と関係づけて区分できる。すなわち、「フォンド」(a-c)、「出所」(d-f, i)、「原秩序」(g, h)が、不完全、不在、複数等で、想定と異なる場合である。

### 2.3. 原則に内在する課題

第一群(a-c)はフォンドと関係する。

記録は、アーカイブズ機関に至るまでに、廃棄、紛失、移管等を経る。アーカイブズとして永久保存に値する記録をアーキビストが選別する過程もある。そうして実際には全体性を欠いた状態(There is no whole)の記録群に対して全体性を意味する専門語のフォンドを用いれば、存在しない全体(Totality)を暗示することになる。とはいえ、フォンドの全体性を直接的に追求するために、異なるアーカイブズ機関を含めた記録の相互関係が目録で強調されることもないという。したがって、フォンドの全体性を再現するには「保管の履歴 Custodial History」を目録に記述することが望ましい。そのことで「管理の連続 Chain of Custody」とその断絶とが明示されて、アーカイブズ機関でのアーキビストによる受入れ判断等も記録に残り、全体性が間接的に記される(a)。

フォンドの全体性について記しても、アーカイブズの理解は万全とはならない。2枚の漁業免許に関する事例では、免許から読み取り可能な情報を調査して、発行元(スペイン政府)、漁船名(エストレヤ)のほか、発行日、取得者を明らかにしたという。個別の記録(アイテム)を調査することは労力を要するが、フォンドだけに注目しては、アーカイブズの重要情報を逃す可能性がある(b)。

人為的に収集された「コレクション Collection」は、出所や原秩序が不明であれば、アーカイブズとみなされないことがある。それでも歴史的価値を持つコレクションはありうるし、コレクションが収集者に由来するアーカイブズの一部に位置づけられることもある(c)。

第一群はいずれも、「ひとつに識別可能な出所をともなうアーカイブズの統一とみなされて、組織の秩序が完全な状態に保たれている」という<sup>18)</sup>、フォンドの定義から乖離したケースである。

第二群(d-f)はおもに出所と関係する。19世紀後半に撮影されたと思われ

<sup>18)</sup> Ibid., p.50.

る少女の写真のように作成者も所有者もわからない場合(d)、父から娘へと受け継がれた等の理由で複数の出所が存在する場合(e)、ガス探査の記録において環境マネジメントに関する省庁だけでなく現地の農村や先住民も出所となりうるように、記録の主要な作成者だけでなく記録の作成根拠となる活動から影響を受けた人物や組織も出所とみなす場合(f)である。どれも出所を一意に定められないケースであり、fでは、関係するあらゆる人物や組織の存在が、アーカイブズの考え方によって隠匿されないように配慮する必要がある。

iも広義には第二の出所と関係する。「機能に基づく出所 Functional Provenance」は、記録の作成組織が改編を繰り返してきたことにより、組織と記録の関係が不安定な場合に用いられる。組織の名称ではなく組織の機能を記録と関係づけければ、記録作成の主体が統合したり名称変更したりしても、作成主体(出所)と記録との関係は一貫性が保たれる。機能の考え方は行政機関や民間企業を前提としており、上下関係のない組織や個人が記録の作成主体となる場合は機能を定義しにくいことがある。

第三群(g, h)はおもに原秩序と関係する。ある男性の日記が一部のページを欠く状態でほかの女性のアーカイブズに紛れている例のように、原秩序とみなす時点を定めにくい場合(g)、そもそも秩序がなく、アーキビストが人工的に秩序を作成しなければならない場合(h)である。総じて、原型(Original)をひとつに定めることが難しく、記録の作成者が意図した秩序(Order)の形跡もないため、原秩序の考え方が示す前提と現実とが相容れないケースである。

### 3. 増田資料への応用

#### 3.1. 「理論と現実との隔たり」

建築設計者、教育者、研究者として、記録作成者の増田友也は複数の立場で活動した。増田資料が、手稿や書簡等の「個人文書 Personal Papers」と建築生産の業務遂行を目的とした建築図面や仕様書等の「会社記録 Office Records」とで構成されるのは<sup>14</sup>、その表われである。

個人文書は、教育研究のために収集した資料を含む。また、教育研究や建築生産は多くの共同作業をとまなうため、増田友也が所有していたからといって簡単には出所を一元化できない。所在場所を転々と移しながら利用が繰り返されてきたため、原秩序も特定しにくい。したがって、建築設計者であり大学教員でもあるという立場は、増田資料のこれまでの管理体制も影響して、増田資料をアーカイブズ整理の原則から逸脱させる。

アーキビストは原則の解釈や応用が認められているため、アーカイブズ整理の原則から逸脱した記録に対処できる。ミラーも「アーキビストは、たとえそのギャップを埋めることができなくても、理論と現実との隔たりを知っておく

<sup>14</sup> 個人文書と会社記録は、建築分野のアーカイブズの対象として一括されて「建築レコード Architectural Records」と呼ばれる。建築レコードについては、以下の文献で考え方がまとめられている。Kelcy Shepherd and Waverly Lowell (2000) *Standard Series for Architecture and Landscape Design Records: A Tool for the Arrangement and Description of Archival Collections*(Environmental Design Archives, University of California, Berkeley)。増田資料の会社記録は目録と資料(一部)を公開予定であり、個人文書は個人蔵のため非公開。増田資料の全体構成については、齋藤歩(2023)「増田友也建築設計関係資料, 1938-1984」『増田友也の建築世界』、270-273頁にまとめた。

15 Millar(2017) *op. cit.*, p. 65. 圏点  
は引用者による強調。

必要がある」として<sup>15</sup>、整理に際して現実と向き合い、原則からの逸脱を認識することをうながしている。ミラーが挙げた九つの課題(a-i)は、そうした逸脱の典型であった。

「理論と現実との隔たり」としての原則からの逸脱を、増田資料の整理では記録群の特徴と読み換え、積極的に受け入れることにした。アーカイブズ整理を契機に「増田友也の建築世界」の新たな一面を読み解くためである。その読解過程を次に示す。

### 3.2. 原則から逸脱した記録

増田資料は、保管場所が定まらないなかで記録群が分離したり関係する記録が加わったりしてきた可能性は否定できない。増田友也本人が廃棄した記録も少なくないはずである。そのため、残されたのは作成された記録の全体ではなく、残された記録に関する活動の網羅性も保証されないし、偏りが生じることさえある。関連する記録を建築主や施工者が所有している可能性もある。「a: [全体]の不在」にあたる増田資料のこのような性質は、アーカイブズが持つ基本的な特性として展示実行委員のあいだで共有され、残された記録で言及できる活動だけを対象にするという展示コンセプトの基盤を形成した。

増田資料はフォンドとしての全体性を示す情報が少ないため、「b: アイテムの重要性」に注目することで記録の背景を知る機会がたびたびあった。例えば、アメリカ文化センターで開催された催し「レコード演題：未来の建築についての会話」のチラシは<sup>16</sup>、その一枚が、かつて京都に存在した文化交流拠点での増田友也の活動を伝え、当該センターの組織アーカイブズがあれば米国と京都との文化交流において増田友也が果たした役割が明らかになる可能性まで想像させる。

教育に関する個人文書は収集資料を含むため、「c: アーカイブズとコレクションとの重なり」が生じやすい。増田資料でも、飛行機の搭乗券入れ、ホテルやカフェで発行された領収書、渡航先で集めたリーフレットやチラシ、招へい機関での講義用資料が、フランス出張に関する一連の記録として混在する。こうした紙媒体には移動中や滞在中のメモが記されており、異なる媒体や情報の重なりがコレクションとも混じり合うことで総体として増田友也の活動をいきいきと再現する。

出所が不明で「d: 孤児アーカイブズ」にあたる記録は多数ある。内容から判断して多くは増田友也、増田研究室の学生、あるいは増田アトリエのスタッフが作成したと考えられ、詳しい出所を個別に特定するには相当の時間を要するために概ね同一出所とみなすことが現実的な対処である。研究資源アーカイブは記録の整理と公開に専念する事業であり、出所に関する詳細な調査研究は公開後の利用者に託すほかない。

16 「未来の建築についての会話」はレコードのタイトル「Conversations Regarding The Future of Architecture」(1956)を和訳したもので、チラシの記載から、レコード鑑賞とその内容を増田友也が解説した催しと推測できる。

記録を受け継いだことで「**e：複数の出所**」が存在するケースは、研究資料で多くみられる。増田資料では、部分にすぎないが、論文別刷が該当する。堀口捨己や稲垣栄三等から謹呈されたもので、堀口の論文は、京都大学の教員として増田のひとつ上の世代にあたる森田慶一へ堀口本人から贈られ、のちに増田が森田から譲り受けた経緯を宛名から推測できた。

建築生産は、建築主、設計者、施工者が相互に関係する複合的な活動であり、それぞれの立場で記録の作成や利用に関わることから、「**f：社会的な出所**」のごとく代表的な設計者以外にも出所となりうる。図面だけでも製図に複数の職能が関与するため、出所は設計者としての増田友也に限らない。図面作成者(Creators)としての増田友也と研究室やアトリエの担当者のほかに想定されるのは、構造設計等の共同者(Co-Creators)である。図面の表題欄に記されたサインは、増田友也の建築計画における協力関係を伝える重要な出所の情報と考え、文字列をそのまま目録に記述した。展示準備中の関係者への聞き取りで当時の担当者等について回想されることがあったが、口述の情報を目録に反映させる場合は、情報源に関する誤解を利用者に与えないように配慮が必要である。なお、建築主と交わした書簡等や施工者が作成した図面等は、増田資料では存在を確認できなかった。

増田資料は研究や展示に使われるなかで、原秩序が不明瞭になったと考えられる。増田友也本人が個人文書の整理に使用したと思われる封筒は、本稿の冒頭で述べたように、空の状態で集約されていた。封筒には整理の痕跡として、増田が京都大学を退職した年の日付と研究テーマ(「24/Dec. '78 都市環境について」、「27/Dec. '78 家と庭と風景と」、「27/Dec. '78 建築的空間の原始的構造」等)が記されており、「**g：原秩序と直近の保存場所**」について考える手がかりとなった。第三者の介入(Interventions)までを原秩序に含める考え方もあるが<sup>17</sup>、封筒から記録を取り出して再整理を試みようとした意思は伝わったものの介入の意図が不明で、いくなれば無秩序であり、研究資源アーカイブとして整理を始める段階で尊重すべき秩序を読み取ることはできなかった。最終的に秩序の復元は困難と判断し、整理着手時の配列は大きく変更せずに内容や作成時期を頼りに記録をリスト上で区分して、「**h：カオスから秩序をつくる**」試みを実施した。

記録群全体は、増田友也の活動を反映させて、「1：個人文書」、「2：事業記録(3と4以外)」、「3：大規模事業(京都大学)」、「4：大規模事業(鳴門市)」に区分した。区分に際して参照した「スタンダード・シリーズ」は、20世紀末の米国で「**i：理論上の機能と実際の記録**」を分析することで考案されたアーカイブズの編成モデルで、会社記録だけでなく個人文書も対象とする<sup>18</sup>。

<sup>17</sup> Heather MacNeil (2008) "Archivalterity: Rethinking Original Order," *Archivaria* 66(1): 1-24.

<sup>18</sup> 「スタンダード・シリーズ」については以下で詳しく論じた。齋藤歩(2014)「建築レコードの目録編成モデル——『スタンダード・シリーズ』から考える」『GCAS report (学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報)』第3号、20～41頁。

## 4. おわりに

アーカイブズは古びた記録の寄せ集めではない。単体のアイテムではなく、集合体としての記録群にアーカイブズ整理の原則を適用することによって、記録の内容だけでなく記録の背景を伝えるアーカイブズに特有の性質が顕在化する。原則を熟知したアーキビストは、こうした整理の担い手となる。本稿で示そうとしたのは、原則に基づくアーキビストの思考過程と、原則から逸脱しているために折々の判断を必要とさせた記録群(増田資料)の特徴であった。

ミラーが指摘した九つの課題は、アーカイブズ整理の原則を本来の意図と異なるケースで「応用」しようとするために生じる。たしかに組織で作成された記録が想定どおりの状態でアーキビストに託されることは稀である。そのためアーキビストにとって現実への対処法を携えておくことが不可欠となる。理論と現実とのギャップを認識することはミラーも求めていたし、増田資料のごとく建築設計と教育研究とで公私の活動が混在する記録群にアーカイブズ整理を施す際には、原則からの逸脱を受け入れる覚悟も必要となる。そのことで必然的に求められる原則の解釈はアーカイブズ整理を難しくするが、アーキビストによる原則の適切な応用だけがみせるアーカイブズの特性は少なからずある。

アーカイブズの考え方をを用いることで増田資料は既存の増田友也像を更新するが、依然として増田資料は増田友也の全記録とはかけ離れている。アーカイブズが再現できるのは残された記録に関する活動でしかなく、今回の展示に期待された(かもしれない)回顧展としての全貌性をアーカイブズは先天的に満たせない。残された記録が全体のどれほどにあたるのかもわからない。しかし、アーカイブズにおいては「不在は情報」とみなされ<sup>19</sup>、記録の不在もときにアーカイブズの固有性となる。

<sup>19</sup> Millar (2017) *op. cit.*, p.65.